

重要事項説明書

1.事業主体概要

事業主体名	医療法人 康整会
代表者名	黒田 大輔
所在地	福岡県福岡市早良区次郎丸5丁目7番9号
資本金	2千万円
出資者	黒田 康二 ・ 黒田 大輔

2.施設概要

施設名	グループホーム ツーハーツ
施設の目的	介護保険法に基づく指定認知症対応型共同生活介護サービスの提供 及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの提供 本事業所は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して家庭的な環境のもとで食事・入浴・排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中で心の機能訓練を行なう事により安心と尊厳のある生活を利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営む事ができるよう支援することを目的としています。
運営の方針	本事業所において提供する認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護は、介護保険法ならびに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとします。 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めると共に個別の介護計画を作成する事により、利用者が必要とする適切なサービスを提供します。 利用者及びその家族に対しては、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明します。 適切な介護技術を持ってサービスを提供します。介護記録等開示いたします。 常に、提供したサービスの質の管理・評価を行います。 定期的に外部の評価を受けて、結果を公表し、常にその改善を図ります。
介護保険事業所番号	4071401188
施設責任者名	黒田 大輔
開設年月日	平成15年5月1日
所在地・電話番号	福岡県福岡市早良区次郎丸5丁目18番28号 (092)861-0064
交通の便	地下鉄「藤崎駅」から西鉄バスにて20分「次郎丸団地」停留所下車、徒歩8分 地下鉄七隈線「次郎丸駅」下車、西鉄バスにて5分「次郎丸団地」停留所下車、徒歩8分
敷地概要(権利関係)	2326.23㎡(借地)
建物概要(権利関係)	延床面積 2064.85㎡ 鉄骨造 地上4階建て(賃借物件) 竣工 平成15年4月
居室の概要	居室 27室(9室×3ユニット・全個室) 定員27名 個室面積 10㎡～10.75㎡
施設概要 (面積表示は1ユニット毎)	ダイニング・キッチン(15.45㎡及び21.32㎡)、リビングルーム(104.0㎡)、 共同浴室(9.02㎡)、洗濯・洗面所(5.70㎡)、共用トイレ 4階ルーフバルコニー、菜園・花壇スペース、スタッフルーム、 エレベーター、非常階段、屋内階段、火災探知機、自動火災通報装置、消火器、スプリンクラー
緊急コール等 安否確認	共用施設(共用トイレ、浴室等含む)及び各居室には緊急コール設置 日中、夜間とも介護スタッフにて対応可能 夜間は介護スタッフの巡回

3.サービスの内容及び利用料

提供する介護サービス	個別に応じたケアプランを作成し、そのプランに基づいたサービスを提供させていただきます。																															
介護保険報酬	介護保険法令等に基づき定められた認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の介護報酬額 認知症対応型共同生活費(Ⅱ)・・・地域区分4等地(10.45) (介護報酬の1割が利用者負担分となります。下記参照) <table><tr><th>区分</th><th>単位(1日あたり)</th><th>月額(30日)</th><th>利用者負担額 (介護報酬1割)</th></tr><tr><td>要支援2</td><td>749単位</td><td>234,811円</td><td>23,481円</td></tr><tr><td>要介護1</td><td>753単位</td><td>236,065円</td><td>23,606円</td></tr><tr><td>要介護2</td><td>788単位</td><td>247,038円</td><td>24,703円</td></tr><tr><td>要介護3</td><td>812単位</td><td>254,562円</td><td>25,456円</td></tr><tr><td>要介護4</td><td>828単位</td><td>259,578円</td><td>25,957円</td></tr><tr><td>要介護5</td><td>845単位</td><td>264,907円</td><td>26,490円</td></tr></table> ・入居日から、30日間、上記介護報酬額に初期加算 30単位／日が加算されます。 また入居中、医療機関へ入院して30日以上経過して退院・再入居となった場合も、初期加算が加算されます。 ・上記介護報酬額に医療連携体制加算Ⅰ 57単位／日及び、医療連携体制加算Ⅱ 5単位／日が加算されます。(要支援2は非該当) ・入居者の病状が急変した場合において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保しており、入居者の病歴等を共有する会議を定期的に行っておりますので、協力医療機関連携加算 100単位／月を算定します。 ・入居者が、医療機関へ退所した際に、入居者の同意を得たうえで、心身の状況や生活歴を情報提供した場合、退所時情報提供加算 250単位を1回に限り算定します。 ・入居中、3ヶ月以内に退院することが明らかな入院が生じた場合、再入居のための体制を確保し、受け入れを確約した場合、入院した月に6日を限度として246単位／日加算されます。 ・訪問・通所リハビリ事業所との連携をとり、生活機能向上に取り組んでおりますので、生活機能向上連携加算Ⅱが200単位／月加算されます。 ・当施設にて看取りを行なった場合、45日を限度に上記介護報酬額に1日につき、看取り介護加算(31日～45日) 72単位、(4日～30日)は80単位、看取りの前日及び前々日は680単位、看取り当日は1280単位が加算されます。要支援2は非該当です。 ・当事業所は、常勤職員を75%以上配置しておりますので、 上記介護報酬額に、サービス提供体制強化加算Ⅱ 18単位／日が加算されます。 ・日常生活に支障をきたす行動等から介護を必要とする認知症の方が入居者のうち2分の1以上を占め、認知症介護に係る専門的研修を終了した者を厚生労働省の定める基準で配置し、技術的指導に係る会議を定期的に行う体制が整った場合、認知症専門ケア加算(Ⅰ) 3単位／日が加算されます。 ・当該従業者が、利用開始時及び利用中6ヶ月毎に利用者の口腔の健康状態及び、栄養状態について確認を行い、当該情報を利用者を担当する計画作成担当者(介護支援専門員)に提供することで、6カ月に1回口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ 20単位／月が加算されます。 ・歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言、指導を月1回以上行っている場合に、口腔衛生管理体制加算 30単位／月を加算いたします。 ・介護サービスの質の評価と科学的介護の取組を推進し、介護サービスの質の向上を図る観点から、厚労省への利用者のデータの提出、フィードバックに基づくケアプランや計画への反映を行うことで、科学的介護推進体制加算 40単位／月を加算いたします。 ・随時、相談・診療を行う体制を確保している協力医療機関と連携しておりますので、協力医療機関連携加算Ⅰ 100単位／月を加算致します。 ※上記報酬額に別途合計額の17.8%相当の介護職員処遇改善加算が加わります。				区分	単位(1日あたり)	月額(30日)	利用者負担額 (介護報酬1割)	要支援2	749単位	234,811円	23,481円	要介護1	753単位	236,065円	23,606円	要介護2	788単位	247,038円	24,703円	要介護3	812単位	254,562円	25,456円	要介護4	828単位	259,578円	25,957円	要介護5	845単位	264,907円	26,490円
区分	単位(1日あたり)	月額(30日)	利用者負担額 (介護報酬1割)																													
要支援2	749単位	234,811円	23,481円																													
要介護1	753単位	236,065円	23,606円																													
要介護2	788単位	247,038円	24,703円																													
要介護3	812単位	254,562円	25,456円																													
要介護4	828単位	259,578円	25,957円																													
要介護5	845単位	264,907円	26,490円																													
月額利用料	102,200円/月 + 介護報酬1割(又は2割・3割)負担 + 自己負担分																															
使途	<table><tr><td>家賃</td><td>38,000円</td></tr><tr><td>食材料費</td><td>41,700円</td></tr><tr><td>管理費(水道光熱費含)</td><td>22,500円</td></tr></table>				家賃	38,000円	食材料費	41,700円	管理費(水道光熱費含)	22,500円																						
家賃	38,000円																															
食材料費	41,700円																															
管理費(水道光熱費含)	22,500円																															
改定事項	契約者および身元引受人に対し30日前までに内容と理由を通知する。																															
自己負担分	個人的に使用する消耗品等、オムツ代、理美容代 その他レクリエーションに要した費用等 ※オムツ代は要介護3より行政の補助を受けられます。																															
敷金	76,000円																															

【身体拘束の禁止について】

サービスの提供にあたって、ご利用者や他のご利用者などの生命や身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は行いません。なお、緊急やむを得ない場合に身体的拘束当を行う際の手続きについては別途定めます。

4.介護を行う場所等

介護を行う場所	グループホームで個別重視したケアを行います。 入居者の状態の変化にともない、入居者の意思を尊重し、身元引受人の同意を得たうえで居室を変更していただく場合があります。
---------	---

5.協力医療機関等

協力医療機関(または 嘱託医)の概要および 協力内容	黒田整形外科 福岡市早良区次郎丸5丁目7番9号 (診療科目:整形外科・内科) TEL(092)872-1024 白十字病院 福岡市西区石丸3丁目2番1号 (診療科目:全科・神経内科) TEL(092)891-2511 福西会病院 福岡市早良区野芥1丁目2-36 (診療科目:全科) TEL(092)861-2780
協力歯科医療機関	福岡歯科大学病院 福岡市早良区田村2丁目15番1号 (診療科目:歯科) TEL(092)801-0411(代) エンゼル歯科 福岡市東区社領2丁目22-22 (092)623-6751
入居者が医療を要する 場合の対応 (緊急時の対応)	上記の診療科目は黒田整形外科、白十字病院、福西会病院、福岡歯科大学病院、エンゼル歯科で対応します。専門医療が必要な場合は近隣医療機関を紹介するなど必要な措置を行います。 当事業所の経営母体の看護師による健康観察及び24時間緊急時連絡体制を確保しています。 別途、重症化対応・終末期ケア対応指針を定め、看取り対応しています。

6.入居状況等

入居者数および定員	1ユニット(9名)×3=27名
運営懇談会の開催状況 (開催回数、主な議題 等)	定期的に開催、(概ね2ヵ月に1回) 主な議題:運営方針の説明、利用状況、月額利用等の改定、 サービス提供の状況、利用者及び身元引受人の要望・意見等

7. 職員体制

	1ユニット	夜間勤務職員数	備考
管理者	1人(介護職兼務)		
計画作成担当者	1人(介護職兼務)		
介護従事者 介護員等	5人(常勤)	1人(常勤)	
栄養士			委託業者に委託
事務職員	3人		
その他			

本事業所に勤務する職員の員数及び勤務体制

①管理者 3名(常勤職員・介護職員兼務)

管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行います。

②計画作成担当者 3名(常勤職員3名・介護職員兼務)

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成することとともに連携する病院等との連絡・調整を行います。

③介護職員 22名(常勤職員22名、管理者・計画作成担当者兼務含む)

介護従事者は、利用者に対して必要な介護及び支援を行います。

※職員は各ユニット毎に、6～7人の専属スタッフを配置しています。日勤帯には、利用者3名に
対して1人のスタッフ配置、夜間帯については各ユニット1人のスタッフが夜勤として、勤務従事致します。
※職員に、リーダー研修終了者を2名配置しています。

※管理者は「認知症対応型サービス事業管理者研修」、計画作成担当者は「認知症介護実践者研修」を
それぞれ終了しています。

8. 入居・退居等

入居者の条件	・認知症状があり、要支援2、要介護1から5の認定を受けた方で、少人数による共同生活を営むことに支障がない方 ・常時医療機関において治療をする必要のない方 ・他の入居者に伝染する疾患のない方 ・自傷他害の恐れのない方 ・健康保険に加入されている方 ・身元引受人を立てることのできる方 ・ツーカーの運営方針に賛同していただける方
身元引受人等の条件 義務等	身元引受人を2名定めていただきます。 身元引受人は、契約上の債務について契約者と連帯して責任を負うこととなります。また、施設提供者が利用契約の解除を必要と認め要請した時は、協議のうえ、利用者の身柄の引取り、居室の残置財産の引取り等を行っていただきます。

契約の解除	入居契約者による解除 文書で通知することにより、30日の予告期間において契約を解除することができます。 契約解除申出日より、退居日までが30日に満たない場合も、30日分の家賃は発生致します。 入居者は、退居より7日以内に荷物を引き取ることとします。 施設提供者による解除 以下の場合には一定の手続きをふまえて契約を解除することがあります。 ①月額利用料その他の費用の支払いを怠り、書面で通知後60日経過しても弁済されなかったとき。 ②契約内容に違反し、書面で通知後30日経過しても違反が回復されなかったとき。 ③提出書類等に重大な不実記載をしたり、その他不正な手段により入居したとき。 ④利用者が自傷他害の恐れがあり、かつ、入居者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができない場合。 ⑤入居者の心身状況が著しく低下するなど、少人数による共同生活を営むことに支障が生じたと、医師の意見を聴いたうえで当施設が判断した場合。 ⑥入居者が他医療機関に入院し、3ヶ月を経過しても退院・グループホームへ戻る見通しが立たないとき。（長期入院が予想される時にはご家族と協議して決定いたします。）
-------	--

9. 非常災害対策

非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置をとります。また管理者は日常的に具体的な対処方法・避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとります。

非常事態に備え、定期的(年2回)に地域の協力機関(消防署等)と連携を図り避難訓練を行います。

10. 事故発生時の対応

①初期の状態観察	事故発生時には、当事者の身体状況を注意して、観察し、必要に応じて応急処置をします。
②医師(理事長)・ 担当医師・看護職員 への連絡	グループホーム内連絡網に基づき、医師・看護師に連絡し、今後の対応につき指示等を受ける。 救急車対応や協力医療機関へ搬送等した場合には、職員1名は同行し、一連の経過や利用者の状況を把握し、施設長・管理者への報告を徹底します。
③家族への連絡	利用者別に状況を把握し、家族に連絡を致します。
④事故に関する記録 と原因の特定	事故の発生状況や対応経過について、関係職員が記録する(事故報告書の作成) 記録に基づき、リスクマネジメント委員会にて、事故原因を特定し、防止の為に改善策を検討します。 また、定期的に研修を実施し、事例検討とともに、事故防止のための技術、意識の向上をはかります。
⑤利用者等に対する 誠実な対応	事故に関する経過や原因等を事実に基づき、利用者等に詳しく説明します。
⑥関係機関への連絡	保険者…過失の有無に関係なく、事故報告書にて事故の報告を行います。 損害保険会社…事故報告書どおり事実に基づき報告します。
⑦利用者等が納得 しない場合	示談…紛争の回避を前提にして、弁護士など専門家に相談しながら対応します。

11. 衛生管理等

ご利用者の使用する施設、食器その他の設備や飲用水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を行います。
また、感染対策委員会にて、感染症発生時の対策を検討し、まん延しないために必要な措置を行うように努めます。

12. 苦情のご相談

苦情の申し立て	当事業所では、ご利用者の皆様のご意見を伺い、より快適なサービスを提供したいと考えております。当事業所に対するご要望や苦情がございましたら、相談担当者を置いておりますので、当事業所までご連絡ください。 誠意を持って、対応いたします。 具体的な対応など、改善すべき内容は、全職員へ周知し、再発防止に努めます。
グループホーム内 窓口	※当事業所 窓口 TEL(092)861-0064 (せせらぎ) 三坂 純子 (こもれび) 曾根 紀由美 (そよかぜ) 田中 敦子
公的相談窓口	※福岡県国民健康保険団体連合会 平日、朝8時半～夕方5時まで サービス相談係 (092)642-7859 ※福岡県社会福祉協議会 運営適正化委員会 (092)-915-3511
高齢者虐待に関する 相談窓口	※福岡市福祉局 高齢社会部事業者指導課 (092)711-4319

13. 第三者の評価

評価機関	株式会社 アール・ツーエス
直近の評価年月日	令和4年12月15日
公表	ワムネット(http://www.kaigokensaku.jp/40/index.php?action=kouhyou pref search keyword search=true)

※各区保健福祉センター 福祉・介護保険課 平日朝9時～夕方5時まで	
早良区保健福祉センター	092-833-4352
城南区保健福祉センター	092-833-4102
西区保健福祉センター	092-895-7063
東区保健福祉センター	092-645-1071
博多区保健福祉センター	092-419-1078
中央区保健福祉センター	092-718-1145
南区保健福祉センター	092-559-5127

～ 苦情解決体制 ～

